最終更新日：2015年12月17日
丸紅建材リース株式会社
代表取締役社長　清水　教博
問合せ先：取締役財経部長　猪田　忠
証券コード：9763
http://www.mcml-maruken.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、経営の基本理念として掲げる三項目を踏まえ、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

経営の基本理念

(1)社会・株主に対して存在価値の高い会社を目指します。
(2)顧客より高い評価と信頼を受ける会社を目指します。
(3)厳しい中にも公正で夢と誇りを持てる会社を目指します。

その実現のため、当社は、株主・投資家・取引先・従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築き、企業としての社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－ 4　議決権の電子行使等】
当社は、株主構成の外国人投資家比率が1%未満と低いため、議決権の電子行使や招集通知の英訳版作成に対応しておりません。今後は、外国人投資家比率の推移を見ながら必要に応じて検討いたします。

【補充原則1－2－ 5　実質株主への対応】
当社は、信託銀行名義等で保有する機関投資家に対する取り組み方針は定めておりません。今後は、実質株主の要望が出た場合に備え、「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン(全株懇平成27年11月13日作成)」を参考にして検討いたします。

【原則2－4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】
当社は、人事制度として、女性一般職の総合職・管理職への転換制度を導入しており、女性の一層の活躍促進の機会を提供しております。なお、外国人の採用等女性の活躍以外の人材の多様性については、中長期的な検討課題といたします。

【補充原則3－2－ 1　会計監査人の評価基準の策定等】
1 当社は、監査役会が毎年監査法人の監査の方法の適正性を確認しておりますが、外部会計監査人の評価について具体的にまとめたものはありません。今後、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(2015年11月10日日本監査役協会作成)等を参考にして、監査役会で必要に応じ策定いたします。
2 当社の外部会計監査人は大手監査法人の「あずさ監査法人」であり、これまでの当社の監査業務を通じて、独立性や専門性を充分に有していると認識しております。

【補充原則4－1－ 2　中期経営計画】
当社は、中期経営計画を策定しその達成に向けて取り組んでおります。現状、損益・財務指標等の実績値は計画を上回る結果となりましたが、その内容は開示しておりません。今後は、ステークホルダーに対して損益・財務指標等の定量的な目標値及び進捗状況・達成状況について、随時開示・説明を行ってまいります。

【補充原則4－2－ 1　取締役報酬】
当社の取締役報酬は、平成4年6月26日第24回定時株主総会で決議された年額170百万円を限度額として、以下の通りとしています。
(1)基本報酬としての月例報酬
(2)単年度の業績と連動し、予算達成の可否及び達成度合いを勘案した上で算出する賞与
なお、当社は中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬の制度は導入しておりませんが、今後必要に応じて検討いたします。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
【補充原則4－8－ 1独立社外取締役による情報交換】
【補充原則4－8－ 2筆頭独立社外取締役の選定】
現状、当社の社外取締役は1名の選任となっております。今後、会社の機関設計を見直すなかで独立社外取締役を複数名選任し、それらによる定期的な意見交換の場を設けるとともに、筆頭独立社外取締役の選定についても検討いたします。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
現状、当社の社外取締役は1名の選任となっております。今後、会社の機関設計を見直すなかで独立社外取締役の複数名選任と、独立性判断基準の策定・開示を検討いたします。

【補充原則4－11－3　取締役会の評価】
当社は取締役会の実効性確保に努めておりますが、その評価自体は行っていません。今後、会社の機関設計の見直しとともに、取締役会の分析・評価についても検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－４政策保有株式に関する方針】
当社は、取引先との良好な関係の維持・強化、資金調達の安定化等を目的として上場株式を保有しており、その目的により得られる利益と投資コスト等を総合的に勘案して、保有の可否を判断しています。また、その議決権行使については、議案の内容を個別に精査の上、保有目的に沿った対応をしております。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
(1)当社の取締役が競業取引及び利益相反取引を行う場合は、法令に従い、取締役会において決議した上で行っております。また、その取引条件については、一般の取引と同様に市場価格に基づいて決定しており、その内容を株主総会招集通知や有価証券報告書に開示しております。
(2)支配株主等との関係について
当社の「その他の関係会社」である丸紅株式会社は、当社議決権の35.22%を所有する株主であるため、この議決権を有する株主としての権利を行使することができます。一方で、当社は同社との間で経営の自主性・独自性を確保する旨を定めた覚書を締結しております。従って、同社との取引においても、市場価格等に基づき一般取引と同等に公正に行うこととしており、株主共同の利益を害することのない体制を確保しております。

【原則３－１ 情報開示の充実】
１＜経営理念＞
当社は、経営理念として以下の３項目を掲げ、これを役員・従業員に周知徹底させ企業としての社会的責任を果たします。
(1)社会・株主に対して存在価値の高い会社を目指します。
(2)顧客より高い評価と信頼を受ける会社を目指します。
(3)厳しい中にも公正で夢と誇りを持てる会社を目指します。
＜経営計画＞
２０１３年度からスタートした3ヶ年の中期経営計画の概要は以下の通りです。
・基本方針……安定的な収益確保による成長に向けての礎構築
・重点施策……賃貸重視の営業力強化・木目細かい地域戦略の推進・人材の育成・連結ベースでの業容拡大・財務体質の強化
また、２０１６年度からスタートする新中期経営計画についても、今後検討を開始します。
２　本コーポレート・ガバナンス報告書　「１　基本的な考え方」、有価証券報告書「コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照下さい。
３　当社の取締役報酬体系は、平成4年6月26日第24回定時株主総会で決議された年額170百万円を限度額として、基本報酬と賞与で構成されております。
(1)基本報酬としての月例報酬
(2)単年度の業績と連動し、予算達成の可否及び各取締役の貢献度を勘案して算出する賞与
(3)当社は、平成18年6月23日開催の定時株主総会をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。
４　当社は、取締役会において、優れた見識・人格・高い倫理観・優れた経営感覚・全社的な分析判断能力等を有し、自らの資質向上に努め、経営の基本方針に基づき取締役・監査役の職務と責任を全うできる人材を、経営陣幹部に選任し、取締役・監査役候補として指名する方針です。
５　当社は、株主総会招集通知に社外取締役及び社外監査役の略歴・選任理由を記載しております。なお、業務執行取締役などの経営陣幹部は略歴のみとなっており、選任理由は今後検討いたします。

【補充原則４－１－１　経営陣への委任の範囲】
当社は、法令及び取締役会規程で定められた事項や重要な経営計画・戦略等の意思決定及び取締役の職務執行の監督を行う取締役会と、その意思決定に基づく業務の執行状況や経営会議規程で定めた事項の審議・報告を行う経営会議を設けており、経営の意思決定と業務執行を分離しております。

【補充原則４－11－１　取締役会の多様性・規模に関する考え方等】
当社の取締役は、定款においてその定数を１０名以下とする旨を定めるとともに、社内規程において法定の要件を備え、優れた見識・人格・高い倫理観・優れた経営感覚・全社的な分析判断能力等を有し、自らの資質向上に努め、経営の基本方針に基づき取締役の職務と責任を全うできる人材と定めております。なお、現在の取締役会は、代表取締役１名、「営業本部」「工務統括本部(工事・工場・技術)」「経営管理本部」「海外事業部」の各部門に精通した業務執行取締役5名及び鉄鋼業界に幅広い知識を有する社外取締役１名の計７名で構成し、人材の多様性と適正規模を確保しており、選任の方針・基準もそれに沿ったものとしております。

【補充原則４－11－２　取締役・監査役の兼任状況】
当社は、有価証券報告書・株主総会招集通知において取締役・監査役の他社の兼任状況を開示しております。

【補充原則４－14－２取締役・監査役のトレーニング】
当社の取締役・監査役は、その期待される役割・責務、法令上の権限・義務の理解等に必要な知識の習得や最新情報の入手のため、随時研修会・セミナー等に参加しており、その費用は会社負担としております。

【原則５－１ 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、定期的な決算説明会は開催しておりませんが、総務人事部を広報担当部署に定め、個人株主や機関投資家等のステークホルダーからの問い合わせに随時対応しております。また、株主区分や保有株数に応じて、担当取締役が直接面談を行う場合もあります。また、担当取締役は、これら株主や機関投資家等との面談の概要を取締役会で報告しております。
また、当社は、株主や機関投資家等との面談時は、他の投資家や株主との間で提供する情報に偏りが生じることがないよう、インサイダー取引管理規程を定め、その取扱いに留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
丸紅株式会社	11,676,358	34.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,231,000	9.42
明治安田生命保険相互会社	1,102,000	3.21
丸紅建材リース取引先持株会	909,741	2.65
株式会社りそな銀行	893,600	2.60
みずほ信託銀行株式会社	748,000	2.18
株式会社常陽銀行	748,000	2.18
株式会社みずほ銀行	652,377	1.90
JFEスチール株式会社	468,160	1.36
新日鐵住金株式会社	384,800	1.12

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の「その他の関係会社」である丸紅株式会社は、当社の議決権の35.22%を所有する株主であるため、この議決権を有する株主としての権利を行使することができます。一方、当社は、経営の独自性を確保するために、丸紅株式会社との間で「経営の関与に関する覚書」を平成17年3月31日付けで締結し、当社の重要事項の決定に当たっては事前の承認・報告を要さない旨を合意しております。
当社と丸紅株式会社を含めた丸紅グループ全体との間での取引高の割合は、売上高は3%程度、仕入高は15%程度であります。また、丸紅株式会社との人的関係は、役員10名のうち転籍者が3名、兼任者が2名であり、従業員の受入、派遣出向者はおりません。
以上のことより、当社は上場会社として「その他の関係会社」である丸紅株式会社から一定の独立性を確保しているものと認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井ノ上 雅弘	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井ノ上 雅弘		井ノ上取締役は、平成27年6月24日開催の定時株主総会で当社取締役(非常勤)に就任しております。また、その他の関係会社である丸紅株式会社の鉄鋼製品事業本部長及び鉄鋼製品事業本部業務室長を兼任しております。なお、丸紅株式会社での在籍期間は28年間であります。	井ノ上取締役は、鉄鋼業についての幅広い知識を有しており、当社の経営に有用であると判断したため、社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社のその他の関係会社である丸紅株式会社の社員であり、同社の鉄鋼製品事業本部長及び鉄鋼製品事業本部業務室長を兼任しております。 当社は丸紅株式会社との間で「経営の関与に関する覚書」を交わし、一定の独立性を確保しており、同氏についても社外取締役として一定の独立性を有しており、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査の実効性・効率性を高めるために、監査役会は監査部と日常的な情報交換・意見交換及び事業所等の合同監査等を実施しているほか、会計監査人も交えて三様監査連絡会を年3回開催して、監査計画や監査結果の説明その他必要に応じて意見交換を行い、三様監査間での情報の共有化と相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小野　信	他の会社の出身者									△				
棚橋　栄蔵	弁護士													○
中川　泰三	他の会社の出身者									○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野　信		常勤監査役の小野信は、当社のその他の関係会社である丸紅株式会社出身であり、平成22年6月24日開催の定時株主総会において当社に転籍し、常勤監査役に就任しており、その後平成24年6月22日開催の定時株主総会において再度選任されております。なお、丸紅株式会社での在籍期間は32年間であります。	小野監査役は、丸紅株式会社での職務を通じて事業会社運営管理などに関する幅広い知識、経験と当社における5年間の常勤監査役経験を通じて法務、財務、会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査に反映するため、社外監査役に選任しております。 なお、同氏は当社監査役就任にあたり丸紅株式会社から転籍しており、現在は同社との間に直接の利害関係はなく、また、当社は同社との間で「経営の関与に関する覚書」を交わし、一定の独立性を確保しております。 以上のことから同氏は社外監査役として一定の独立性を有しており、選任しております。
棚橋　栄蔵	○	―――	棚橋監査役は、弁護士として長年培ってきた法務、財務、会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査に反映するため社外監査役に選任しております。 なお、同氏は当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係は無く、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
中川　泰三			

		監査役（非常勤）中川泰三は、平成26年6月24日開催の定時株主総会において就任しており、その他の関係会社である丸紅株式会社の鉄鋼製品事業本部業務室担当部長を兼任しております。なお、丸紅株式会社での在籍期間は13年間であります。	中川監査役は、鉄鋼業及び事業会社運営管理についての幅広い知識を有しており、当社の監査に反映するため社外監査役に選任しております。 なお、同氏は伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の社員であり、丸紅株式会社へ出向し、丸紅株式会社の鉄鋼製品事業本部業務室担当部長を兼任しております。 当社は同社との間で「経営の関与に関する覚書」を交わし、一定の独立性を確保しており、同氏についても社外監査役として一定の独立性を有しており、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在は実施しておりませんが、当社の財政状態及び経営成績の推移を見ながら、今後の検討課題としたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等の総額は112百万円、支給対象人員は6名、社外監査役に対する 報酬等の総額は20百万円、支給対象人員は2名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額の決定に関しましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、業績等を勘案の上、決定しております。なお、取締役の報酬限度額の総額は年額170百万円、監査役の報酬限度額の総額は年額54百万円であります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

・経営企画部は監査役会及び取締役会事務局を担当し、会議開催を補佐するなど、社外取締役及び社外監査役をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）現状の体制
・業務執行の方法
当社では、取締役会を経営環境の変化に応じて最適な経営体制のもとに機動的に運営するため、取締役の任期を1年にしております。
取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名により構成されており、監査役の出席の下、月1回の他必要に応じ開催しており法令で定められた事項及び重要な業務執行を決定し、取締役の職務遂行を監督しております。また、常勤取締役、常勤監査役及び代表取締役社長より任命された者によって構成される経営会議を原則月2回開催し、経営方針や業務の執行方針について審議、報告を行い、審議事項については取締役会において付議しております。
なお、当社経営にとって重要と判断される稟議案件については、経営管理本部長を委員長とする稟議審議委員会において事前に案件を精査し、

その意見を経営会議において報告する手順を踏んでおります。

・取締役及び監査役の報酬
取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の監視が働く仕組みとなっています。各取締役の報酬額は取締役会において、また各監査役の報酬額は監査役会において決定しております。

・監査・監督
監査・監督機能につきましては、監査役会を設置しております。監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されていますが、いずれも社外監査役であります。監査役は会計監査人、監査部と連携し業務監査および会計監査を実施しております。また、取締役会及び社内の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び職務執行状況の把握に努めるとともに、適宜意見具申を行っております。
なお、監査役会は原則毎月1回開催し、重要事項について報告、協議、または決議を行っております。
監査部においても、専任者2名を置き、年間の実施計画に基づき内部監査を実施しております。
会計監査人につきましては、当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法監査を受けております。
なお、平成27年度において業務を執行した公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。
業務を執行した公認会計士の氏名等
指定有限責任社員 業務執行社員 小野 純司（監査継続年数 4年）
指定有限責任社員 業務執行社員 福島 力（監査継続年数 2年）
監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 2名、その他 9名

（2）監査役の機能強化に係わる取組状況
当社は監査役3名とも社外監査役であり、1名は独立役員に指定している弁護士で監査に必要な法務・財務・会計の専門性を有しており、1名は事業会社の運営管理・法務・財務・会計に関する知識・経験を有して常勤監査役を務めており、1名は鉄鋼業及び事業会社運営管理についての幅広い知識・経験を有しており、当社の監査に必要な専門性が確保されています。
また監査役監査を支える体制として、内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備に関する取締役会決議の通り、経営企画部が監査役会の事務局となり、取締役および使用人が監査役会に対し必要な事項を遅滞なく報告すると共に、監査役会と代表取締役社長との定期会合、監査部との緊密な連携体制確保・合同監査の実施、リスク管理に係る部署からの定期的状況報告体制確保など、監査役の機能強化に向けた体制を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の基本理念として掲げる三項目を踏まえ、経営環境の変化に対応し迅速かつ適切な意思決定を行い、企業価値を向上させるため、現在の企業統治体制を採用しております。
具体的には、取締役の任期を1年にしており、取締役会を経営環境の変化に応じて最適な経営体制のもとに機動的に運営しております。
また、取締役7名のうち1名を社外取締役としております。
当社は監査役会制度採用会社であり、監査役3名全員を社外監査役としております。
各監査役は、会計監査人、監査部と連携して業務監査や会計監査を実施しております。また、常勤監査役1名は取締役会以外の重要会議（経営会議、工場長会議等）に出席する他、各関係部署から業務執行の状況を聴取し、これらの内容を他の非常勤監査役2名へ報告しており、適正な経営監督機能を確保しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月24日開催の第47回定時株主総会の招集通知につきましては、法定期日の4営業日前にあたる6月3日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は、例年6月末のいわゆる集中日を避けており、各株主が株主総会に出席しやすい様に便宜を図っております。なお、第47期事業年度においては、前事業年度と同様に平成27年6月24日に開催致しました。
その他	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のため、招集通知・事業報告・計算書類等を招集通知発送日に当社ホームページへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	過去数回程度個人投資家向けの説明会を実施しておりますが、 この数年間は実施しておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信等東証の適時開示規則に基づく開示資料を開示日当日に当社ホームページに掲載するとともに、主要財務指標、FACT BOOK、及び有価証券報告書を掲載し、当社ホームページのIR資料の充実を図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議した事項は次の通りです。

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 当社は3つの経営の基本理念の考え方を役員・使用人に周知・徹底させ、企業としての社会的責任を果たします。

b 当社はコンプライアンス委員会を設置のうえ、コンプライアンス・マニュアルを作成し、コンプライアンス体制を確立しております。
また、コンプライアンス体制の一環として当社の顧問弁護士を窓口とする内部通報制度を設け、その周知を図るとともに社内において研修等を通じ役員・使用人のコンプライアンス意識の醸成に努めております。

c 内部監査部門である社長直轄組織の監査部は、コンプライアンス体制についての監査を行っております。

d 役員・使用人の職務の執行において法令違反等が生じた場合、役員については取締役会、監査役会において、使用人については賞罰委員会に諮った上で、諸規程などに則り、厳正な処分を行っております。

e 当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効且つ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、その仕組みが適正に機能していることを継続的に評価し、必要に応じ是正を行っております。

f 当社は社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除に向け、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断しており、そのための社内組織、体制を整えるとともに、外部専門機関との連携を強化しております。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関しては文書管理規程にて定めております。

b 取締役及び監査役は、それらの情報を常時閲覧することができます。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a 取締役及び各職位にある使用人は、職務権限規程において明確化された業務分掌に基づいて業務運営を行っております。

b 取締役会は、少なくとも年に1度会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象への対応についてリスク分析を行い、対応体制をレビューしております。

c 与信、事故、情報システム等のリスクに関しては、与信管理規程、安全衛生管理規程、情報セキュリティ対策規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行っております。なお、様々な理由に起因するレピュテーションリスクについては、コンプライアンス体制の一層の強化等によりリスク管理を行っております。

d 子会社の事業運営やリスク管理体制等に関しては、各所管部店長が助言・指導を行っております。

e 監査部は、リスク管理体制についての監査を行っております。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a 会社の意思決定の効率性を確保するために職務権限規程、稟議規程、予算管理規程等を定めております。

b 取締役会を月1回以上適宜開催し、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行っております。

c 取締役会の決議による重要基本方針に基づき、当社の経営方針、各業務の執行方針を協議するとともに、取締役会に諮る稟議事項の事前審議を行うため、常勤取締役、常勤監査役及び社長が任命した者によって構成される経営会議を設けております。

ホ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

a 当社は、当社及び子会社をもって企業集団を形成しております。これらの子会社の管理に関しては、関係会社管理規程を制定し、内部統制システム体制を整備しております。また、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図っております。

b 子会社については、経営企画部が業務全般を総括するとともに、子会社毎に所管部店を置き、適切な管理を行っております。また、定期的に関係会社連絡会を開催し、その中で各子会社は、業務執行状況や財務状況等を当社に報告しております。

c 当社コンプライアンス委員会及び所管部店は子会社のコンプライアンス活動の支援及び指導を行っております。当社の顧問弁護士を窓口とする内部通報制度は、全ての子会社の役員・使用人が利用できることとなっております。

d 監査部は、子会社について業務の適正性が確保されているかについての監査を行っております。

ヘ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a 監査役会の事務局業務は経営企画部の担当としておりその旨を職務権限規程に定めております。

b 監査役会の事務局担当部署の決定・変更に関しては、監査役会と事前に協議し同意を得ております。

c 監査役の職務を補助すべき使用人の、取締役からの独立性及び監査役からの指揮命令権を確保しており、その旨を監査役監査基準に定めております。

ト 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告しております。なお、監査役への報告は、原則として常勤監査役に対して行っております。

・全社的に影響を及ぼす重要事項
・内部統制に関わる活動概要
・監査部の内部監査の結果
・重要な会計方針・会計基準及びその変更
・コンプライアンス・マニュアルに基づく報告・運用の内容

b 監査役が、取締役会以外に出席すべきと判断する重要会議（コンプライアンス委員会、経営会議、全店会議、工場長会議等）について、それらに関わる役職員は事前の連絡等を周知徹底しております。

c 内部通報制度を利用した報告者が不利益な処遇が為されることがないよう会社が保証する旨を、コンプライアンス・マニュアルにおいて定めております。

チ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a 代表取締役と監査役の意見交換会を定期的に開催し、経営課題・監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

b 監査役が、必要に応じて会計監査人・顧問弁護士等との意思疎通を十分に行える体制を確保しております。

c 監査役が職務の執行上必要と認める緊急又は臨時の費用に関しては、会社の負担とする旨を「監査役監査基準」に定めております。

d 監査部は、監査の方針・計画について監査役と事前協議を行い、内部監査結果の報告を含め、緊密に連携しております。

e 総務人事部法務審査課・環境安全部は、夫々担当するリスク管理に関わる事項を、常勤監査役に定期的に報告しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、顧客・市場・社会からの信頼を得るべく、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に向け、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しております。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社のコンプライアンス・マニュアルに反社会的勢力に対する基本方針を明記するとともに、反社会的勢力排除に向け次のような体制を整備しております。

a 対応総括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
総務人事部を担当総括部署とし、総務人事部長が不当要求防止責任者となり、事案により関係部署と協議し対応いたします。

b 外部専門機関との連携状況
所轄警察署、警察本部刑事組織防犯対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。また、当社は愛宕地区特殊暴力防止対策協議会に所属し、指導を受けるとともに、情報の共有化を図っております。

c 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
総務人事部が、愛宕地区特殊暴力防止対策協議会や愛宕警察署刑事組織犯罪対策課から反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力であるかどうかの確認に利用いたします。

d 対応マニュアルの整備状況
当社のコンプライアンス・マニュアルの行動指針に反社会的勢力との関係断絶を明記し、全役職員はもとよりグループ各社にもこの行動指針対応マニュアルを配布し、周知徹底を図っております。

e 研修活動の実施状況
コンプライアンス委員会は、毎年、当社及びグループ各社を対象にコンプライアンス研修を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

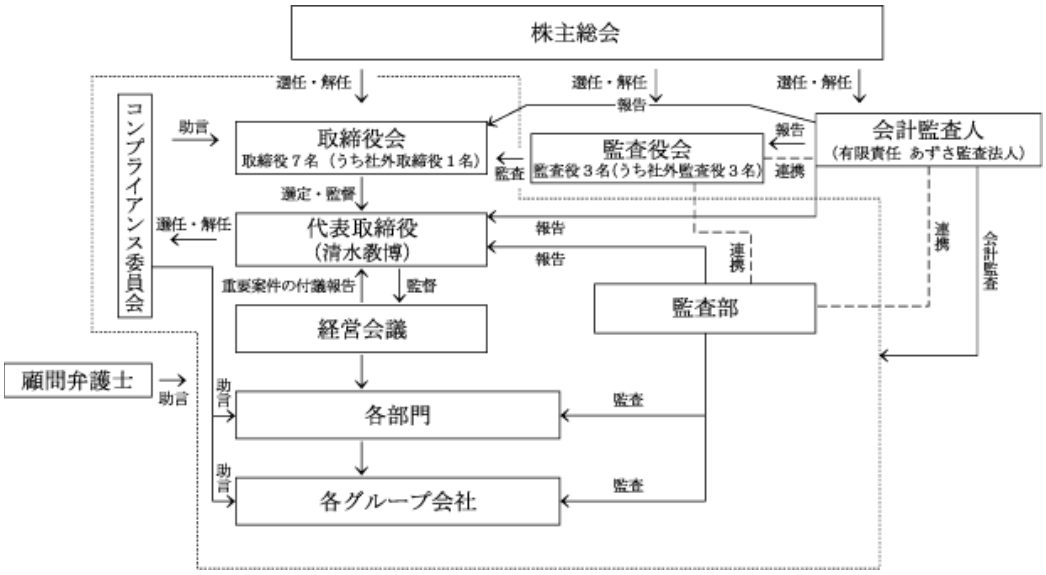

適 時 開 示 体 制 の 概 要

1. 当社では、会社情報の適時開示に係る情報取扱責任者を、取締役財経部長の猪田忠に定め、適時開示に係る会社情報の統括管理を行っております。

2. 当社では、当社及び当社の子会社における重要な「決定事項」、「発生事実」及び「決算に関する情報」について、金融商品取引法をはじめとした諸法令並びに株式会社東京証券取引所で定めた「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（適時開示規則）」などの諸規則を遵守し、迅速、正確、かつ公平に情報開示を行う社内体制を構築しております。具体的には、「決定事実」及び「決算に関する情報」については、取締役会等の業務執行機関による決議、決定が行われた時点で、また、「発生事実」については、発生後速やかに適時開示を行っております。

3. 以上の適時開示の流れを図式化すると下記の通りであります。

